

見積に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに工事場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、見積書及び見積金額見積内訳書を提出してください。

記

案件番号（契約整理番号）		08－4468－10	
工 事 名		桜田 2 ポンプ場監視設備増設工事（南河 R 7）	
工 事 場 所		さいたま市桜区桜田 1 丁目地内	
工 事 担 当 課		建設局南部建設事務所河川整備課	
設計図書等	閲覧等の方法	電子配布 令和 8 年 9 月 17 日（木）～	
	質問受付	令和 8 年 9 月 17 日（木）午前 9 時～令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時	
	質問回答	令和 8 年 10 月 5 日（月）	
保証金	入札保証金	適用なし	
	契約保証金	1. 免除 ②. 契約金額の 10/100 以上	
履行期限（履行日数）		令和 9 年 2 月 26 日	履行日数
そ の 他		本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。	

（注意事項）

- 設計図書等の閲覧又は貸出し
 - 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。
 - 設計図書等の閲覧等の方法を「工事担当課での閲覧又は貸出し」とする場合は、上記貸出期間に、見積依頼通知書（システムより印刷）を持参の上、工事担当課に申し出ること。
 - 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。
- その他見積に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。
- 契約の相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、見積書提出者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- システムによる見積書提出の際に添付書類として、見積金額見積内訳書を必ず添付すること。また、見積金額見積内訳書の工事費計と見積金額は一致させること。なお、見積金額見積内訳書のファイル名は、契約整理番号及び会社名（例：XX－XXXX－XX〇〇建設.xlsx）とすること。Microsoft Excelを使用してファイルを作成する場合は、見積金額見積内訳書が複数シートにわたらないように作成

すること。

5 見積の辞退

見積参加を希望しない場合には、見積を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）

6 見積の無効

(1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。

(2) 見積金額見積内訳書の内容に不備がある場合は、見積を無効とする場合がある。

7 再度見積は1回までとし、原則として初度見積の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。

8 やむを得ない理由により紙媒体による見積の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を見積書の提出期限までに契約課に提出し、承認を得なければならない。

9 見積金額見積内訳書は、入札金額見積内訳書を「見積金額見積内訳書」と読み替えて使用することとし、取扱いについても同様とする。

10 契約の相手方は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでに、契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048-829-1180

FAX 048-829-1986